

平成18年5月12日

各位

会社名 マツダ株式会社
代表者名 代表取締役社長 井巻久一
コード番号 7261
問合せ先 広報渉外本部長 見立和幸
TEL 東京(03)3508-5056
広島(082)282-5253

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月27日開催予定の第140回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

当社に設置する機関の定めを新設するものであります。

現状どおり株券を発行するため、その旨の定めを新設するものであります。株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示することにより、書面による提供の省略を可能とする旨の規定を新設するものであります。

書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができる旨の規定を新設するものであります。

法令で定める範囲内で、取締役及び監査役の責任を取締役会決議により免除することができる旨の規定並びに社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。当該規定を設ける議案を本総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 上記の変更等に伴い、構成の整理、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数及び条項等の調整を行うなど規定の整備を図ろうとするものであります。
- (3) 附則については、既に不要となっておりますので、これを削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成18年6月27日
定款変更の効力発生日	平成18年6月27日

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、広島市において発行する中国新聞及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、3,000,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の買受け)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1 単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>1,000 株をもって株式の 1 単元とする。</u> 2. 当社は、<u>1 単元に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)<u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権に関する登録又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、<u>その他株式に関する手続及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、広島市において発行する中国新聞及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,000,000,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 当社の単元株式数は、<u>1,000 株とする。</u> 2. 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。</u>但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 10 条 当社の単元未満株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。)<u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)<u>の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(届出) 第 11 条 株主及び質権者又はその法定代理人及び法人の代表者は、その氏名又は商号、住所及び印鑑を当会社所定の名義書換代理人に届出なければならない。これを変更したときも同様である。</p> <p>(外国在住者の届出) 第 12 条 外国に在住する株主及び質権者は、日本国内に通知を受けるべき場所又は代理人を定め、当会社所定の名義書換代理人に届出なければならない。これを変更したときも同様である。</p> <p>(基準日) 第 13 条 当社は、毎営業年度末日現在の株主名簿記載又は記録の株主をもって、その年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とする。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p>
<p>(招集の時期) 第 14 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法) 第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 17 条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(議事録) 第 18 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>(招集の時期) 第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第 14 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第 18 条 株主は、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第 19 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を内容とする議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員数) 第 19 条 (省略)</p>	<p>(員数) 第 20 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法) 第 20 条 取締役は、株主総会において選任し、この株主総会には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>(選任方法) 第 21 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第 21 条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。</p> <p>2. (省略)</p>	<p>(任期) 第 22 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役) 第 22 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。</p>	<p>(代表取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>(役付取締役) 第 23 条 取締役会は、その決議によって会長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p>	<p>(役付取締役) 第 24 条 取締役会は、その決議によって会長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、会長がこれを招集する。</p> <p>2. 会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</p>	<p>(取締役会の招集権者) 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。</p> <p>2. 会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会招集の通知は、会日の5日前に各取締役及び各監査役にこれを発する。但し、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 26 条 取締役会招集の通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</p>
<p>(取締役会の決議事項) 第 26 条 (省略)</p>	<p>(取締役会の決議事項) 第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法) 第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 29 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の議事録) 第 30 条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を内容とする議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。議事録には、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 5 章 執行役員</p> <p>(選任及び役付執行役員) 第 29 条 (省略)</p> <p>(役付執行役員の職務) 第 30 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第 31 条 (省略)</p> <p>(選任方法) 第 32 条 監査役は、株主総会において選任し、この株主総会には総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>(任期) 第 33 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。 2. (省略)</p> <p>(常勤の監査役及び役付監査役) 第 34 条 監査役は、<u>互選をもって常勤の監査役を定める。</u> 2. 監査役は、<u>互選をもって常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 35 条 (省略)</p> <p>(監査役会の決議事項) 第 36 条 (省略)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 37 条 (省略)</p> <p>(監査役会の議事録) 第 38 条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(営業年度) 第 39 条 当会社の営業年度は、<u>1 年とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 執行役員</p> <p>(選任及び役付執行役員) 第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(役付執行役員の職務) 第 33 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第 34 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 35 条 監査役の選任は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期) 第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了するものとする。</u> 2. (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役及び役付監査役) 第 37 条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> 2. 監査役会は、<u>監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第 38 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議事項) 第 39 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法) 第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録) 第 41 条 監査役会の議事については、<u>法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を内容とする議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役の責任免除) 第 42 条 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(事業年度) 第 43 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(利益配当金) <u>第 40 条</u> 利益配当金は、株主総会の承認を得て毎営業年度末日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に対し支払う。</p> <p>(中間配当) <u>第 41 条</u> 当社は、取締役会の決議により毎年 9 月 30 日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定に基づく分配金を支払うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第 42 条</u> 利益配当金又は前条の規定に基づく分配金は、支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p><u>附 則</u> <u>第 33 条</u>の規定にかかわらず、平成 14 年 5 月 1 日後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は 3 年とする。</p>	<p>(剰余金の配当) <u>第 44 条</u> 株主総会の決議により、毎事業年度末日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、<u>期末配当を行うことができる。</u> <u>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間) <u>第 45 条</u> 期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>(削除)</p>

(注) 上記変更案は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会で決議した内容ですが、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがあります。

以 上